

国民年金保険料免除・猶予制度に関するお知らせ

国保年金課国民年金係 ☎826-1111 内線2290

国民年金は被保険者が、性別、年齢、所得などに関係なく、法律で定められた均一の保険料(令和2年度は月額16,540円)を納付することで成り立っていますが、収入の減少や失業など経済的な理由から保険料を納めるのが困難となった場合、申請を行うことで納付が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除制度

本人、配偶者、世帯主の前年所得が基準額以下の場合や失業した場合などに申請することができます。免除には4種類あり、基準額は扶養の数などにより異なります。

一部免除制度は、保険料の一部を免除し、残りの保険料を納付する制度です。免除後の保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効となり、未納と同じ扱いになるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されません。障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。必ず減額された保険料を納付してください。

◆免除の種類ごとの所得基準額と令和2年度納付月額例

免除の種類	所得基準額			令和2年度納付月額 (10円未満は切り上げ)
	扶養なし	1人扶養(夫婦のみ)	3人扶養(夫婦と子2人)	
全額免除	57万円	92万円	162万円	0円
一部免除	4分の3免除	93万円	142万円	4,140円 (16,540円×4分の1)
	2分の1免除	141万円	195万円	8,270円 (16,540円×2分の1)
	4分の1免除	189万円	247万円	12,410円 (16,540円×4分の3)

※一部免除の基準額は、一定額に扶養親族等控除額と社会保険料控除額などを足した額となるので、世帯の状況により異なります。

※保険料が免除となった期間も老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、年金額の計算の際には、納めたときと比較し2分の1(平成21年度以前は3分の1)になります。なお、年金額への反映は免除の種類によって変わります。

保険料の猶予制度

学生を除く50歳未満の方で、本人と配偶者のそれぞれの前年などの所得が全額免除に該当する範囲内である場合、保険料の納付を最長で10年先延ばしすることができます。

※保険料が猶予となった期間も老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、追納(後払い)を行わない場合、年金額には反映されません。

免除・猶予の申請

国保年金課または年金事務所の窓口で申請できます。免除・猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。現在、令和2年度7月～令和3年度6月の申請を受け付けています。

※過年度の免除・猶予申請は随時受け付けており、申請月から原則2年1か月までさかのぼって申請することができます。

申請に必要なもの／はんこ、年金手帳、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し(失業などを理由に申請する場合。公務員だった方は退職辞令書の写し)

※所得の申告をしていない場合は、申告をしてから申請してください。

保険料の追納(後払い)

免除または猶予された保険料については、10年以内ならば追納することができます。承認を受けた年度から3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて、当時の保険料に一定率を乗じた金額が加算されます。

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方は免除申請が可能です

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を使った簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。対象は、下記①または②を満たす方です。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響による失業などにより収入が減少した方

②令和2年2月以降の所得などの状況からみて、令和2年中の所得見込額が国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる方